

障害者週間

(12月3日～9日)

12月9日は障害者の日です。

福祉児童課 (内線2224)

「障害者週間」は障害者の方に対する理解と意識をより高めるために定められました。そこで、様々な福祉制度をお知らせします。

この機会に、障害者の方の自立と参加に対する住民のみなさんの理解とご協力をお願いします。

今回は「障害者の手当」についてです。

◆在宅重度障害者手当支給

在宅の重度障害者の方に手当を支給します。

▲身体障害者1～2級でI・Q35以下の方 16,000円

▲身体障害者1～2級又は、I・Q35以下の方 7,000円

▲身体障害者3級でI・Q50以下の方 7,000円

◆心身障害者扶助料

心身障害者の方に扶助料を支給します。(施設に入所の方は除きます。)

▲身体障害者

1、2級 4,000円
3、4級 3,500円

▲知的障害者

I・Q 35以下 4,000円
I・Q 50以下 3,500円

▲精神障害者

1級 4,000円
2級 3,500円

▲戦傷病者

特別項症から第7項症

1,500円

第1款症から第5款症

1,500円

第1目症から第4目症

1,500円

◆難病患者見舞い金支給

難病の方の福祉の向上を図るため見舞金を年1回12月に支給します。(扶助料受給者は除きます。)

◆扶桑町在宅重度障害者介護手当

18歳以上65歳未満の常時臥床の状態にある在宅重度障害者を常時介護している方に1人につき月額5,000円の介護手当を支給しています。

◆扶桑町原子爆弾被爆者受診費補助金交付

原子爆弾被爆者で被爆者健康手帳の交付を受けている方に、広島及び長崎市内の病院で受診する為の必要

な費用の一部を補助します。

◆特別障害者手当

次のいずれかに該当する20歳以上の障害者(施設入所者及び長期入院者を除く)に手当が支給されます。

- ① 身体障害者2級(一部を除く)以上の障害を重複して有する方。
- ② 身体障害者2級(一部を除く)以上の障害を有する方で、I・Q20以下の方若しくは常時介護が必要な方。
- ③ 身体障害者2級(一部を除く)以上の障害を有する方又はI・Q20以下の方もしくは常時介護が必要な精神障害を有する方で、他に身体障害者3級相当の障害を2つ以上有する方。
- ④ 身体障害者2級(一部を除く)以上の障害を有する又はI・Q20以下の方若しくはこれと同程度の障害又は病状を有する方で日常生活においてほぼ全面介護が必要な方。

- 国制度分 月26,440円
- 県制度分 国制度に加算して支給

身体障害1級又は2級の障害を有し、I・Q35以下の方 月7,500円

身体障害1級又は2級の障害を有する方又はI・Q35以下の方 月1,090円

身体障害1級又は2級の障害を有する方又はI・Q35以下の方 月1,090円

身体障害1級又は2級の障害を有する方又はI・Q35以下の方 月1,090円

身体障害1級又は2級の障害を有する方又はI・Q35以下の方 月1,090円

身体障害1級又は2級の障害を有する方又はI・Q35以下の方 月1,090円

身体障害1級又は2級の障害を有する方又はI・Q35以下の方 月1,090円

身体障害1級又は2級の障害を有する方又はI・Q35以下の方 月1,090円

身体障害1級又は2級の障害を有する方又はI・Q35以下の方 月1,090円

障害者手当、障害基礎年金及び特別障害者給付金のいずれも受給していない方に手当が支給されます。

- ① 身体障害者1級(2級の一部を含む)の障害を有する方
- ② I・Q20以下の方
- ③ 右記と同程度の障害又は病状で、常時介護が必要な方

- 国制度分 月14,380円
- 県制度分 国制度に加算して支給

身体障害1級又は2級の障害を有し、I・Q35以下の方 月7,160円

身体障害1級又は2級の障害を有する方又はI・Q35以下の方 月1,160円

身体障害1級又は2級の障害を有する方又はI・Q35以下の方 月1,160円

身体障害1級又は2級の障害を有する方又はI・Q35以下の方 月1,160円

身体障害1級又は2級の障害を有する方又はI・Q35以下の方 月1,160円

身体障害1級又は2級の障害を有する方又はI・Q35以下の方 月1,160円

身体障害1級又は2級の障害を有する方又はI・Q35以下の方 月1,160円

身体障害1級又は2級の障害を有する方又はI・Q35以下の方 月1,160円

身体障害1級又は2級の障害を有する方又はI・Q35以下の方 月1,160円

身体障害1級又は2級の障害を有する方又はI・Q35以下の方 月1,160円

◆特別児童扶養手当

次のいずれかに該当する20歳未満の障害者を育てている方に手当が支給されます。

- ① IQ35以下程度又は身体障害者1～2級程度の方 月50,750円
- ② IQ50以下程度又は身体障害者3級(4級の一部を含む)程度の方 月33,800円

◆児童扶養手当

父に重度の障害のある家庭又は父と生計を同じくしていない家庭で18歳以下(18歳に達した日の属する年度の末日まで)の児童(児童に障害がある場合は20歳未満)を育てている方に手当が支給されます。

- 月41,720円～9,850円 (児童が2人以上いる場合は、2人目は月5,000円、3人以降は1人につき月3,000円)

◆遺児手当

父又は母に重度の障害のある家庭、母子家庭又は父子家庭等で18歳以下(18歳に達した日の属する年度の末日まで)の児童を育てている方に手当が支給されます。

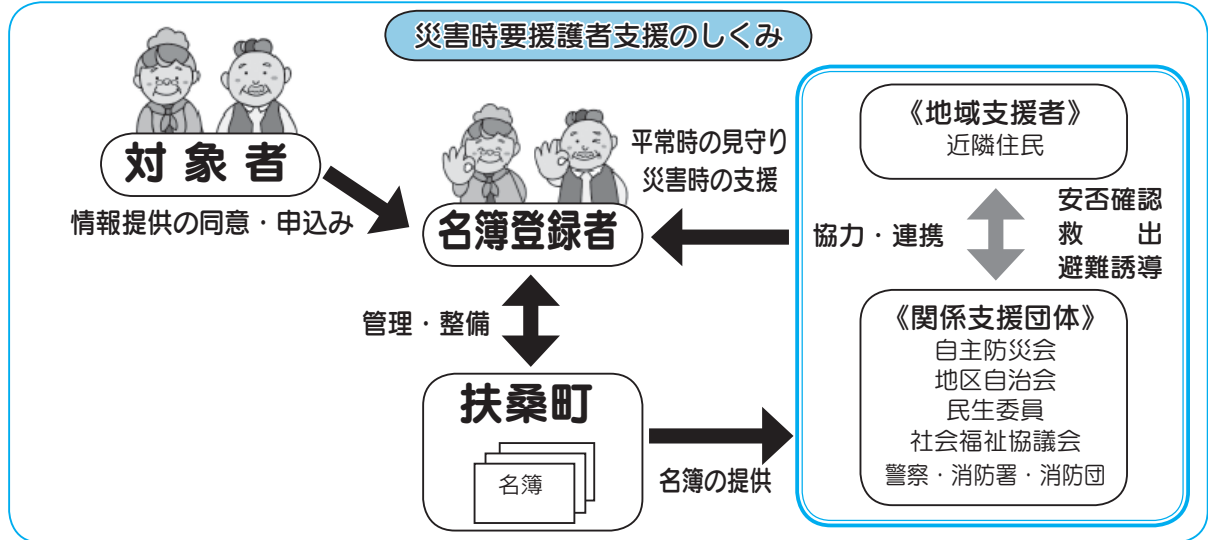
- 支給期間は最大限5年間です。
- 支給開始後 1～3年目までは、月4,500円、4～5年目は、2,250円です。

*各種手当関係については所得制限・併給制限があります。

災害時要援護者の支援について

～高齢者や障害のある方を災害から守るために！～

扶桑町では、ひとり暮らし高齢者や障害のある方などで、災害時に避難等の支援を必要とする方々(災害時要援護者という)をあらかじめ把握し、地域の支援が受けられるようにするための手続きを開始します。支援を希望する方は、事前に「災害時要援護者名簿」登録のため、町へ申込みが必要です。



◇災害時要援護者とは 地震等の災害が発生した場合に情報収集や自力で安全な場所へ避難することが困難であり、地域の支援が必要となる方で、次の基準に該当する方を対象とします。

- ① ひとり暮らし高齢者(75歳以上)で避難支援が必要な方
 - ② 介護保険の要介護3から5の認定者で居宅で生活する方のうち避難支援が必要な方
 - ③ 身体障害者手帳(1・2級)、療育手帳(A判定)、精神障害者保健福祉手帳(1級)の所持者で避難支援が必要な方
 - ④ 上記①から③に準じる方
- ※上記に該当しない高齢者や障害のある方等でも、家族の支援などが受けられないため災害時に地域の支援を希望する方は、ご相談ください。

◇地域の支援とは 災害時要援護者に対し日頃からの見守りや、災害が発生した時に災害に関する情報を伝えたり、一緒に避難したりする等の支援を心がけていただく近隣住民の方々(地域支援者という)を事前にお

願いするものです。
◇登録名簿の作成 町では、申込書を提出された方々の情報をまとめた「災害時要援護者名簿」を作成し、災害時に備えて関係支援団体(自主防災会・地区自治会・民生委員・社会福祉協議会・警察・消防署・消防団)に情報提供いたします。

なお、情報提供する内容は、氏名、住所、電話番号、地区名、地域支援者及び緊急時の連絡先等で、災害時要援護者支援以外には利用いたしません。

◇登録申込みの方法 登録を希望する方は、支援を受けるために必要な情報を関係支援団体及び地域支援者に提供することに同意していただける方とします。

- ▼申込受付日 12月1日(月)から随時
- ▼申込場所及び問合せ先
 - (防災担当課) 総務課 総務グループ(内線215)
 - (高齢者・介護認定者の方) 介護健康課 介護保険グループ(内線234・235)
 - (障害のある方) 福祉児童課 社会福祉グループ(内線223)

平成21年度償却資産（固定資産税）の申告をされる方へのお知らせ

税務課 内線264

平成20年度税制改正により、償却資産耐用年数表が一部変更されました。概要は次のとおりです。

1. 耐用年数省令の一部改正について
機械及び装置を中心に資産区分の太括り化（390区分を55区分）が行われ、これに併せて法定耐用年数も見直されました。

2. 改正後の耐用年数を用いて行う償却資産の評価について
改正後の耐用年数を用いて行う償却資産の評価は、平成21年度分の申告から行うこととなります。

したがって、平成19年以前に取得された資産の平成21年度の評価額は、前年度評価額である平成20年度の評価額に改正後の耐用年数に応じた減価残存率を乗じることとなります。また、平成20年中に取得された資産の平成21年度の評価額は、取得価額に改正後の耐用年数に応じた半年分の減価残存率を乗じることとなります。

3. 平成21年度償却資産（固定資産税）の申告について
該当の資産を所有されている方は、改正後の耐用年数による申告をお願いいたします。

12月4日～10日は人権週間

住民課 内線243

近年、子供の人権をとりまく環境は、複雑で困難化しています。

不登校児の増加やいじめ、体罰によると思われる自殺や傷害事件などが後を絶たず、子供の人権問題は大きな社会問題となっています。

また、依然として同和問題や女性差別など古い習わしに基づく偏見や差別があつて断ち切れません。

この機会に、「人権」について見つめ直し、人を愛する心を大切にしたいものです。

特設人権相談所の開設

日常生活の中で、これは人権問題ではないだろうかと感じたり、法律上どのようになるか分からない場合、人権相談所にご相談ください。

日時 12月5日（金）

午前10時～午後4時

（正午から午後1時までには休み）

場所 総合福祉センター

相談内容

- 結婚、離婚、相続、扶養などの人権相談
 - 登記、戸籍、国籍、金銭貸借問題
 - いじめ、体罰、不登校児問題
 - となり近所のもめごと
 - 外国人の人権問題など
- 相談員 人権擁護委員

人権擁護委員の委嘱

住民課 内線243

このたび、本町の人権擁護委員として、平成20年10月1日付で白木敬子氏が委嘱されました。

人権擁護委員は、人格、識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解ある方を、本町の議会の意見を聞いて町長が推薦し法務大臣が委嘱します。

本町の人権擁護委員（敬称略）は次の三名の方々です。

- 松田 利彦（高雄）
- 林 隆生（柏森）
- 白木 敬子（南山名）

年末の交通安全県民運動の実施

年末は交通量が増加し、例年、交通事故が多発する時期です。また、飲酒の機会が増えるシーズンであり、飲酒運転による事故も心配されます。

一方、一年を通じて日没時刻が最も早いため、夕暮れ時から夜間にかけて特に高齢者の交通事故が多発しています。

このため、この時期に合った重点的な交通安全運動を展開することにより、一人ひとりの交通安全意識を高めるとともに、安全行動の実践を通じて交通事故の防止を図りましょう。

期間 12月1日（月）から12月10日（水）までの10日間

重点

○ 飲酒運転を根絶しよう

- 高齢者を交通事故から守ろう
- 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故をなくそう
- 後部座席を含むシートベルトとチャイルドシートを正しく着用しよう
- 「自転車等の放置の禁止について」

町内の駅周辺での放置自転車は通行の妨げとなり、自転車盗などの犯罪の原因になるなど、大きな社会問題となっています。

町内の駅周辺は、「扶桑町自転車等の放置の防止に関する条例」に規定する自転車等放置禁止区域です。放置されますと同条例の規定により撤去し、3月間を経過した後処分します。

駅周辺の違法駐輪及び迷惑駐輪をしないよう、皆様のご協力・ご理解をお願いいたします。

愛知万博メモリアル

第3回愛知県市町村対抗駅伝競走大会

伝競走大会

12月6日（土）愛・地球博記念公園にて第3回愛知県市町村対抗駅伝競走大会が開催され扶桑町も参加します。

第1回大会は町村の部で5位入賞、第2回大会は7位入賞と大変素晴らしい成績を収めることが出来ました。今年も好成績が収められる様に頑張りましょう。

なお、この大会の様子は東海テレビにて放送予定ですので、皆様の温かいご声援をよろしくお願致します。

年末年始の可燃性ごみ収集の休業について

産業環境課 内線276

可燃性ごみ収集の休業日
12月31日(水)～1月4日(日)

年末年始の収集は左の表のとおりです。

曜日	29月	30火	31水	1/1木	2金	3土	4日	5月	6火	7水
月・金	○				×			○		
火・金		○			×				○	
月・木	○			×				○		
水・土		○	×			×				○

※ [] は、休業日です。収集日以外の日には、絶対に出さないでください。

生活資金融資制度をご利用ください

産業環境課 内線277

▼融資の申込資格 町内に1年以上在住し、引き続き町内に在住しようとする者で、次の各号に掲げる要件を満たす方。

①同一事業所に1年以上勤務してい

る者又は同一の事業を1年以上営んでいる者

②税の滞納のない者

③未成年者及び65才以上でない者

▼融資対象・融資内容

融資対象	貸付限度額	返済期間	貸付利率
普通貸付 療養及び治療資金 修学資金 結婚資金及び葬祭資金 不慮の事故、災害による資金 出産資金	10万円以上 200万円以内	60か月以内	5年以内 年2.0% 5年超 年2.4%
生活用品購入資金	50万円以内		
特別貸付 住宅資金	10万円以上 200万円以内	120か月以内	

※担保及び保証人は不要(但し、必要と認められた時はこの限りではない。)

▼融資の時期 審査・保証承諾・決定後
▼保証料 融資額の0.8%を保証会社へ一括支払
「保証料」については、町にて、保証料相当の助成を受けられます。

▼申込手続

- 扶桑町勤労者等生活資金貸付申込書
- 前年度の源泉徴収票又は、所得証明書
- 印鑑証明書
- 住民票(世帯全員のもの)
- 保証委託書
- 融資の種類による添付書類

▼申込み 産業環境課

*申込書類は産業環境課にあります。

年末年始のし尿収集の休業について

産業環境課 内線278

し尿収集の休業日

12月28日(日)～1月4日(日)

12月の定期収集を早め、1月に収集を行う一部の地区(毎月5日までの地区)を年内に繰り上げて、収集を行います。

なお、年末の臨時収集の申込みは12月12日(金)までにお願います。

年末の安全なまちづくり県民運動の実施

年末は、あわただしさを感じる季節であり、犯罪発生件数の増加が予想されます。そのため、町民の皆様一人ひとりが高い防犯意識を持ち、地域の犯罪抑止力を高め、犯罪者を寄せ付けない地域の目をつくっていきましょう。そして、安全で安心して暮らせるまちづくりの取組に一層力を結集していきましょう。

▼期間 12月1日(月)から12月20日

(土)までの20日間

▼年間スローガン

犯罪にあわない 犯罪を起こさせない 犯罪を見逃さない

▼重点

- 子どもの安全確保及びひったくり等街頭で起きる身近な犯罪の防止
- 住宅・店舗等を対象とした侵入犯罪の防止
- 振り込め詐欺の被害防止(お願)

町内では車上ねらい、部品ねらいの被害が多発しています。また、振り込め詐欺の被害も発生しています。このような犯罪をなくすため、家庭や地域で防犯に取り組みしましょう。

なお、お出かけの際は、必ず鍵をかけることを習慣づけましょう。

第2期障害福祉計画(案)の意見募集について

福祉児童課 内線222

扶桑町では、第2期障害福祉計画を策定するにあたり、広く住民の皆様からご意見を募集します。この計画は、障害のある方の地域生活と就労を支援することを目的に作成するものです。寄せられたご意見は、計画策定のための参考とさせていただきます。

▼募集期間 平成20年12月25日(木)～平成21年1月26日(月)

▼計画(案)の提示場所 福祉児童課窓口、扶桑町ホームページ

▼問合せ 福祉児童課

特集コーナー

町政コーナー

情報コーナー

保健コーナー

国民年金の保険料は口座振替が便利

住民課 内線245

国民年金制度は、老後の生活のために「老齢基礎年金」を支給したり、万が一の事故や病気による障害には「障害基礎年金」を支給するなど、あなたやあなたの大切な家族を守る公的年金制度です。

しかし、これらの年金を受けるためには、保険料をきちんと納めていることが大切な条件です。保険料を納めるには「口座振替」が便利で安心です。

毎月、金融機関等に出向いて保険料を納める必要がなく、預貯金口座から自動的に引き落とされますので、納め忘れがありません。

お申込みは、社会保険庁から送付された納付書及び預貯金通帳・届出印を持って金融機関で手続きをしてください。

◆保険料

- ・定額保険料（平成20年4月から平成21年3月まで） 1か月 14,410円
- ・付加保険料（第1号保険者の方で将来、より多くの年金を希望する方） 1か月 400円

お得です 付加保険料

付加保険料（月額400円）を納付できるのは、第1号被保険者です。ただし、保険料の免除を受けている人および国民年金基金に加入している人は、付加保険料は納められません。

付加保険料を納付すると、老齢基礎年金に加算して支給されます。

付加年金の年金額は、200円×付加保険料納付月数で算出されます。

たとえば、20年間付加保険料を納めると付加年金の額は、200円×240月=48,000円（年額）となります。2年間で96,000円となり支払った付加保険料と同額となるため、3年目以降はお得になります。

付加保険料の申込みは、住民課国民年金窓口でお手続きができます。

製造事業所の皆様へ 統計調査にご協力ください

産業環境課 内線277

平成20年工業統計調査を12月31日現在で行います。

調査の実施に当たっては、本年12月から来年1月にかけて調査員がお伺いします。

なお、調査票に記入していただいた内容については統計法に基づき秘密が厳守されますので、正確なご記入をお願いいたします。

図書資料等のインターネット予約システムについて

図書館 ☎(93) 8630

12月1日(月)よりインターネット予約(貸出中の資料のみ)を始めます。インターネット予約システムは、扶桑町内に住所を有する方が扶桑町図書館のホームページから、図書館が所蔵する図書資料等で貸出中の資料を来館することなく、予約することができます。システムです。

あらかじめアドレスなどを登録することが必要です。

詳しいことは、扶桑町図書館のホームページをご覧ください。電話でお問合せください。

扶桑町図書館のアドレス

<http://www.lib.fusso.aichi.jp/>

多重債務者無料巡回相談

産業環境課 内線277

扶桑町、愛知県弁護士会、愛知県が共同で多重債務者無料相談会を実施します。

当日は、消費生活相談員と弁護士が同席して相談をお受けします。相談内容の秘密は堅く守られますので、多重債務でお悩みの方は是非ご利用ください。

▼日時 12月18日(木)

午前9時～正午

▼場所 扶桑町役場 第5会議室
▼問合せ 産業環境課

運転免許証のIC化について

犬山警察署 ☎0568 (61) 0110

運転免許証を来年1月4日申請分からIC化します。4桁の数字で2組の暗証番号が必要です。あらかじめご準備ください。

また、これまでの手数料に450円を加えた額となります。

詳しくは、愛知県警察のホームページをご覧ください。